

第 3 回 理事会

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日

中山理事長 皆さん、本日はお忙しいところをご出席頂きまして、ありがとうございます。また、日頃から本財団の運営に貴重なご意見を頂戴致しまして、誠にありがとうございます。

それでは、第3回の理事会についての定足数の確認を行います。事務局から、報告をお願いします。

小林経営課長 理事現在数15名、定足数10名でございますが、現在10名の方々のご出席を頂いております。残りの3名からは、署名表決を頂いておりますので、計13名の方の出席があるということで定足数に達しております。従いまして、本理事会は有効に成立していることをご報告致します。なお、ご出席の小柳理事からは、所用のため中途退席となる旨のお申し出を受けておりますが、あわせて署名表決を頂いておりますので、議決数につきましての影響はございません。以上ご報告させていただきます。

中山理事長 それでは事務局の報告どおり、理事会は有効に成立しております。

既にご通知を申し上げましたように、これから議決頂きますのは会議次第にあります議案第12号から第33号についてです。大変ボリュームのある議題の数となっておりますけれども、皆さん本日はどうぞよろしくお願い致します。

ただ今から平成21年度第3回財団法人新宿区生涯学習財団理事会を開催致します。

まず初めに、議事録署名人の選出を致します。本日は、平田理事と小野寺理事にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。それでは、両理事にお願いを致します。

議事に入る前に、事務局から報告がございます。事務局、報告をお願い致します。

小野寺事務局長 それでは、事務局から3点ほどご報告をさせていただきます。

まず、本日机上配付させていただきました最初の評議員の就任予定者でございます。最初の評議員につきましては、5月の理事会並びに8月の理事会等でもお話をしてきたところですが、それぞれ理事会、評議員会の皆様から推薦を頂いたものにつきまして、9月18日に選定委員会を開催したところです。また、お配りしております議事録にありますようにこれらの審議の経緯を経て、就任予定者の名簿を作成したところでございます。

なお、評議員の推薦につきましては、21名の方の推薦がありましたが、この検討委員会の中で検討しましたところ、21名の中からお一人はその就任について固辞をされているという方がおられましたこと、もうお一方は、地域活動団体の方でしたが、その団体の方の意見等をきちんと発言できる他の評議員候補者の方がいらっしゃるということ、それからこれからこの財団が新しい領域で事業をしていく際に、評議に加わっ

ている方の枠を少しは残した方がいいという、それらの議論がなされたところ、19名の方が就任を予定したということで、選定されたということでございます。

次に、理事の選任、監事の選任についてですが、一昨日の評議員会におきまして、現行寄附行為に基づいて評議員会から推薦、選任をされた方々でございます。理事の就任予定者名簿もお手元に配られていると思いますが、これは新しくこれからご審議頂きます新しい団体の定款の定めと、現在の寄附行為の両面の条件を満たす必要があるということでこの選任がされているものです。理事につきましては、定款のところでご審議頂きますが、定数12名以上、15名以内ということで、今回選任されたのは12名ということでございます。

それから監事の選任についてです。現在、監事は寄附行為上、2名ということで、いらっしゃる訳ですが、ここでも新しい定款の中では、2名から3名ということになっており、監事の役割も大きく変わるということから、監事の体制を強化する必要があるという考え方に基づいて、新しい定款の定数である3名について選任をして頂いたということでございます。

事務局からの報告は以上のとおりでございます。

中山理事長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、議案第12号の1 - 3の、理事長・副理事長・常務理事の選定（案）についてそれぞれ議決を致しますが、説明は一括して行います。まず、事務局から説明を受けます。

事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは皆様、今の説明について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

中山理事長 よろしいですか。それではご発言がないということで質疑を終了致します。

議案第12号 - 1について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第12号 - 1の理事長の選定（案）は原案どおり決定致します。

次に議案第12号 - 2について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 異議なしと認め、議案第12号 - 2の副理事長の選定（案）は原案どおり決

定致します。

次に議案第12号 - 3について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第12号 - 3の常務理事の選定(案)は原案どおり決定致します。

次に議案第13号の会計監査人の選任(案)について、事務局の説明を受けます。事務局をお願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 今の説明について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第13号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第13号の会計監査人の選任(案)は原案どおり決定致します。

議案第12号、議案第13号の議決を受けましたので、議案第15号定款(案)の第12章補則に、それぞれの名称が入ることになります。今から事務局より名称の入った紙をお配り致しますので、今お持ちの議案第15号定款(案)の11ページ、第12章補則のページを差替えて頂きますようよろしくお願い致します。よろしいでしょうか。

それでは次に、議案第14号の顧問の選任(案)について事務局の説明を受けます。事務局、説明をお願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明を終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第14号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第14号の顧問の選任(案)は、原案どおり決定致します。

次に、議案第15号の定款(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、説明を

お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。

これから議決を行います。定款、各種規程及び公益認定申請書類等につきましては、現在も東京都との調整を行っている状況です。従いまして、今後軽微な表現等の修正が生じる可能性もございます。修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思っております。

それでは議案第15号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

この議案についてはこの定款(案)について、原案どおり決定と致します。これは理事現在数の3分の2以上の賛成によりということで、このように本日そうなっておりますので、理事現在数の3分の2以上の賛成により、議案第15号の定款(案)は原案どおり決定を致します。

それでは次に、議案第16号の倫理規程(案)について、事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第16号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきまして私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思っております。

それでは議案第16号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第16号の倫理規程(案)は原案どおり決定致します。

次に、議案第17号の評議員会運営規程(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明を終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ、よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第17号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第17号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第17号の評議員会運営規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第18号の理事会運営規程(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは説明終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ、よろしゅうございましょうか。

それでは、ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第18号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂きますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第18号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第18号の理事会運営規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第19号の役員等の報酬及び費用に関する規程(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ、

小澤理事。

小澤理事 先般、お送り頂いた議題集があるんですが、それと今日配付されました第19号の議案集と少し文案が違っているのですが、前のものは廃棄するんですか。

中山理事長 では事務局お願いします。

諏訪事務局次長 説明が漏れまして大変申し訳ございません。本日、差替えさせていただきましたのは、先程申し上げました定款の何号何項というところの説明が入っておりまして、こちらは先程来申し上げておりますように、東京都との調整を既に始めているところで、この引用文はなくした方がすっきりするということ、定款第11条の第4項が評議員の選定委員の定めですが、報酬のことは述べていないということで、大変わかりにくくなっております。それで、こちらは取った方がいいということで、この数字につきまして取らせて頂きました。

さらに5 - 4ページに非常勤役員の報酬、評議員の報酬、評議員選定委員の報酬につきまして表示してはいたしましたが、文章になっていたのを表に直すよう指摘がありましたので、このように直させて頂いたところでございます。

中山理事長 よろしいでしょうか。そういうことで差替えをさせて頂きたい。その差替えをした根拠としてはわかりやすくということで、今、協議を既に進めている東京都との調整の中でのご意見を頂いて、このような形にさせて頂いたということでよろしいでしょうか。

小澤理事 そうすると、その文書は差替えになる訳ですね。

中山理事長 そうです。

小澤理事 わかりました。

中山理事長 差替えをして頂きたいと思います。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それではご発言がなければ質疑を終了致します。議案第19号につきましても、今申し上げましたような、そういう今後も協議を行っていきますので、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任をして頂けますことをご了承頂きたいと思っております。

それでは議案第19号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第19号の役員等の報酬及び費用に関する規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第20号の評議員選定委員会運営規程(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。議案第20号につきましても、軽微な修正が生じた場合にはその修正につきましては、私に一任して頂けますことをご了承頂きたく思います。

それでは議案第20号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第20号の評議員選定委員会運営規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第21号の組織規程(案)について、事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ質疑を終了致します。議案第21号につきましても、軽微な修正が生じた場合にはその修正につきましては、私に一任をして頂けますことをご了承頂きたく思います。

それでは議案第21号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第21号の組織規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第22号の監事監査規程(案)について、事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。議案第22号につきましても、軽微な修正が生じた場合にはその修正につきましては私に一任をして頂けますことをご了承頂きたく思います。

それでは議案第22号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第22号の監事監査規程（案）について原案どおり決定致します。

次に、議案第23号の資金運用規程（案）について、事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。議案第23号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第23号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第23号の資金運用規程（案）について原案どおり決定致します。

次に、議案第24号のリスク管理規程（案）について、事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ質疑を終了致します。議案第24号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第24号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第24号のリスク管理規程（案）について、原案どおり決定致します。

次に、議案第25号の経理規程（案）について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは本件につきまして、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ、質疑を終了致します。議案第25号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第25号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第25号の経理規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に、議案第26号の情報公開規程(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

それではご発言がなければ質疑を終了致します。議案第26号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第26号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第26号の情報公開規程(案)について、原案どおり決定致します。

次に議案第27号の個人情報保護規程(案)について、事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

中山理事長 説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。この議案第27号につきましても、軽微な修正が生じた場合にはその修正につきましては、私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第27号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第27号の個人情報保護規程（案）について、原案どおり決定致します。

次に議案第28号の特定費用準備資金等取扱規程（案）について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 本件についてのご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。議案第28号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂けますことをご了承頂きたいと思います。

それでは議案第28号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 異議なしと認め、議案第28号の特定費用準備資金等取扱規程（案）について、原案どおり決定致します。

次に議案第29号の基本財産（案）について、事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは本件につきまして、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第29号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 異議なしと認め、議案第29号の基本財産（案）について、原案どおり決定致します。

次に、議案第30号の経営計画（案）について、事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは、議案第30号の説明終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第30号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂きますことをご了承頂きたく思います。

それでは議案第30号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第30号の経営計画(案)について、原案どおり決定致します。

次の議案第31号の事業計画(案)と議案第32号の収支予算書(案)については、一括して説明を行います。まず、事務局の説明を受けます。事務局、お願い致します。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは、大変ボリュームの多い説明で、皆さんお疲れでもあったかと思いますが、説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞお願い致します。

小澤理事 2つあります。初めに今説明をされました事業計画書の中にいろいろ数字が出ているんですが、これの単価が出ていません。千か円か、どちらか決めてください。もう一つはこの裏に総合体育館があるんですが、総合体育館はこの財団の仕事の中に入っていないとすれば、他にまたあると思うのですが、その点2つ教えてください。

中山理事長 それでは事務局、お願いします。

諏訪事務局次長 事業計画書の方は千円と入っていますが、収支予算書の方は減価償却費が入るために円表示になっております。今まで予算書が千円単価になっていたのですが、経常費用の方で減価償却費にどうしても613円とかそういうものが出てくるものですから、円表示ということでございます。

小澤理事 そうするとこの7ページの例えば郷土資料の調査収集の中で、区の補助金を書いてある訳です。ただ今おっしゃるとおり円にしますと、2万252円となるんですが、人件費の補助金というのはそんなに少ないんでしょうか。

諏訪事務局次長 事業計画書の方は右上に単位を書かせて頂いておりますが、千円でございます。

中山理事長 単位表示が先程事業計画書の方は千円単位で、それで収支予算書の方は減価償却費が出てくるために円単位ということで、申し訳ないのですが、表示を変えているということで。

小澤理事 ここに千円と出ているんですね。括弧に。上の方に単位が千円と出ています。

小野寺事務局長 今、会長が言われた点を具体的に言いますと、2万ではなくて、千円単位になるので、2,025万2,000円でございます。

小澤理事 そのくらいならいいでしょう。円単位だと少なくなってしまうから。

小野寺事務局長 これは千円単位ですね。こちらの最後に説明した損益ベースの収支予算書は円単位ということになっています。

中山理事長 少しそういう意味では、いわゆる単位が事業計画書とそれから収支予算書の方では単位が異なっていて、分かり難いところがあるかと思いますが、なるべく分かり易くするために、事業計画書の方をゼロがたくさんつく、ということで千円単位にしています。それでこちらはいわゆる減価償却で、円単位で出てくるものがあるので、円単位にしているということをご了解いただけますでしょうか。

小澤理事 わかりました。

小野寺事務局長 総合体育館の件がございましたけれども、あそこはいわゆる民間3社のコンソーシアムで経営してまして、私どもの管理の対象には現在のところなっておりませんので、ここでは載せていないということでございます。

中山理事長 区として指定管理者として他の団体、民間の共同体に指定管理をしておりますので、この財団のいわゆる事業の範囲には入っておりません。よろしいでしょうか。

他に何かございますか。どうぞ、武井理事。

武井理事 この事業計画書、大変詳細にやって頂いて大変だったと思いますけれども、この計画書とは別に実際に事業をなさいますときに、この区民健康マラソンですが、61年からやっていますよね。頭に第何回とつけていらっしゃいましたかしら。

小野寺事務局長 はい、つけています。

武井理事 ことし何回。

小野寺事務局長 ことしは第8回になります。

武井理事 8回。

小野寺事務局長 ハーフマラソンの方はですね。健康マラソンの方はそれよりもずっと前に始めておりますので、この事業ですと2種類が合わさった形になっています。

武井理事 一緒になっていますよね。

中山理事長 区民健康マラソンの方は、もう昭和61年からですか。

小野寺事務局長 昭和61年から健康マラソンの方は始まっております。

中山理事長 もう二十数回にわたっていますけれども、現在はハーフマラソンと一体的に事業運営をして、ハーフマラソンの方が第8回を迎えているという、そういうものなのです。

武井理事 こういう大会に参加なさる方ですけれども、第1回から出ていますとか、第何回のときはこういう成績だったとよくおっしゃるものですから、何か、パンと出す方が事業計画にもいいのかなかと少し思ったんです。事業名として。でもそれが少し難しいですね。健康マラソンと両方は。違いますものね。

中山理事長 ハーフマラソンが後から事業としてできるようになりましたので、その中に一体化して行っているということで、それをどう表示するかというのは、事業を実施していく中での考え方ということでよろしいですかね。

小野寺事務局長 内訳の中でそれぞれ事業の歴史といいますか、そういうものについてはできるだけ分かり易く表示はしていきたいと思いますが、一体的に行っている事業でございますので、事業につきましてはこのままで行かせて頂きます。

武井理事 そうですね。それはわかりました。

中山理事長 よろしいでしょうか。

武井理事 結構です。

中山理事長 他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第31号、32号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂きますことをご了承頂きたく思います。

議案第31号事業計画（案）について原案どおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第31号の事業計画（案）について、原案どおり決定致します。

続いて議案第32号収支予算書（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 異議なしと認め、議案第32号の収支予算書（案）について、原案どおり決定致します。

それでは、次に議案第33号の公益法人認定書類（案）について、事務局の説明を受けます。事務局、お願い致します。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは、説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問のある方はどうぞお願い致します。

いかがでしょうか。それではご発言がなければ、質疑を終了致します。この議案第33号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正につきましては私に一任して頂きますことをご了承頂きたく思います。

それでは議案第33号について、今事務局から内容の修正があったという内容で、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第33号の公益法人認定書類(案)について、原案どおり決定を致します。

それでは、本日予定されていた議題については以上ですけれども、最後に事務局から何かございますか。どうぞ。

小野寺事務局長 今日のご審議、大変ありがとうございました。実は大変解りづらい説明もせざるを得ない状況にあったのは、前段若干触れましたが、現在の定款に定められている理事会の権限と、新たに予定されている定款で定めている権限、権利、義務の関係が大幅に違っているということです。新たな評議員につきましては、国の内閣府の方が丁寧に、例えば最初の評議員とかはやっているんですが、その他の機関の決議の仕方等について、移行に当たっての具体的な方針が示されないまま、既に法律が施行されてしまった。しかし、現場ではそれをクリアしないとこの先進まないということから、性格が違う現在の寄附行為と、これから施行される定款の両方を何とかうまくクリアするような形で議決をする必要があったものですから、大変分かりづらい説明をせざるを得なかったということがございます。

それともう一つ、先程から、議長の方から軽微な修正等について、理事長の一任ということで皆さんの賛同を頂いた訳でございますが、実は定款等の部分につきましても、現在の動きのところ、東京都並びに東京都が設けている審査会等につきましては、大変法律に厳格な形ですべての書類を審査するとこととも言われており、例えば定款4条では、9号事業までくりをさせて頂きました。国の方で表現し切れない、いわゆるガイドライン等がありまして、国が示したガイドラインの表現では、私どもの事業がそこに束ねるのが大変難しいということがありまして、実態に合った形での表現等で組み立てているんです。ところが、国の方の基準の、あるいはガイドラインの中に何が何でも収めなければいけないという形で対応されますと、そういう表現等も含めまして、事業の所属の区分も大幅に変えざるを得ない状況が場合によってはあり得るということを私どもは想定している状況にあります。

従いまして、そこまで大きく変わらなければ、今日皆さんに決めて頂いた内容で進めていきますが、余りにも大きく変わってくる場合には、大変申し訳ございませんが、

もう一度場を設けて決定をするという手続が必要になる場合もありますので、その際は大変ご迷惑かと思いますが、再度その議決のために皆さんにお集まりを頂くということになるかもしれませんが、是非その辺については重ねてお願いをさせて頂きたいと思います。

以上でございます。

中山理事長 それでは、理事の皆様からも何かご意見等ございましたらお願いを致します。

武井理事 大変な作業ですね。

中山理事長 ありがとうございます。事務方も非常に日程的に厳しい中で作業をしております。そういう中で今回の議決に際しては、いわゆる本当に小さな修正、軽微な修正については私に一任して頂きたいとお話し申し上げたのも、そういうところでございますし、今申し上げましたように、大きく協議の中で変わっていくものについては、また理事の皆様にもう一度議決をして頂くということで、大変ご面倒をおかけすることがあるかと思いますが、力一杯移行に向けて努力をしておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

谷頭理事 少し感想です。やはり今まであちらの財団、こちらの財団でしていたもの、同じようなものも、中には今説明を伺って、あるということなので、それを統合して一つのを区としてもっと前へ進めたいいい形でというように、ずっと説明を伺って聞いてきたものですから、大変期待を持って見ていないといけないかと。職員の方は大変だと思うのですが、よりよい形で。

あっちでもこっちでもよく言われますが、同じようなことがあっちでもこっちでもしているんだから、横の連絡をとってもう少しこうした方が、住民としては同じ日に同じようなものがあったりすると出られないとかあるものですから、そういう意味ではよい方向に行くのかなと思いました。

中山理事長 どうもありがとうございます。是非、総合化を図って、そして効果的に、かつ質の高いものにということで努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、他にはよろしいでしょうか。

それでは、皆様本当に長時間お忙しい中、ありがとうございました。

本日の理事会はこれもちまして閉会と致します。ご協力ありがとうございました。